第１節　史跡の保存・活用の基本方針

本計画は玉東町域における西南戦争遺跡について適切に保存し、後世へと確実に伝えていくため作成するものである。そのため、その文化財としての本質的価値を明らかにし、周辺地域や関連遺跡も含め、その保存の方針を定め、地域の資源として活用していくための方針を示す。

(1) 史跡の本質的価値

玉東町域における西南戦争遺跡は、明治10年２月下旬から４月に中旬に行われた近代の戦争遺跡であり、「田原坂・横平山・吉次峠の戦い」に関する戦闘や兵站に関する一連のものを含む。この戦いは、７カ月に及んだ西南戦争の戦闘の中でも両軍の軍事力が拮抗し一進一退の激戦であり、西南戦争を象徴し、戦史に残るものである。

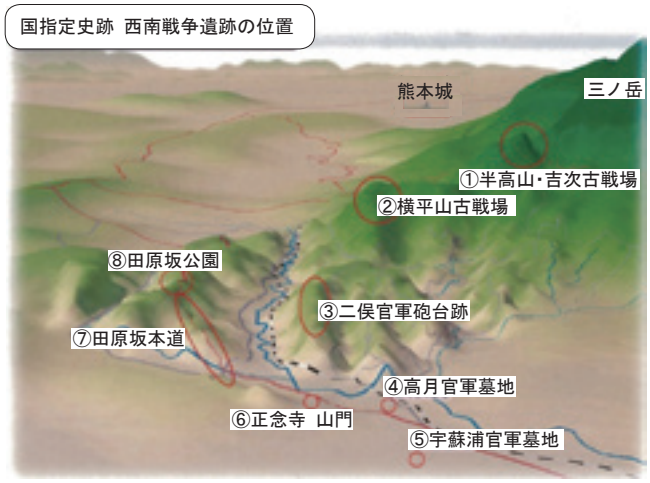

図46 史跡西南戦争遺跡の位置図

近年の発掘調査では、戦闘が行われた丘陵地や山地等の起伏に富む地形とその痕跡が、当時とほぼ変わらない姿で残ることが明らかになっている。また、政府軍の兵站となった木葉の地には、戦闘での死傷者が日々運び込まれた繃帯所（政府軍の治療施設）と、死者が埋葬された政府軍の墓地が残存している。これらは一連の戦闘に係るものであり、歴史的・学術的意義を有する。

約２ヶ月という短期間の事象の結果残された遺跡であるが、当時利用された広範囲にわたる地形と共に遺構や遺物が良好な形で残存しているということが、史跡の本質的価値であり、またこれらが西南戦争後の長い年月を経ても損なわれることなく保たれ続けているということは重要である。

(2) 史跡の現況を構成する諸要素

前述した史跡の本質的価値を踏まえ、史跡の現況を構成する要素を整理すると、大きく、**ア．本質的価値を構成する諸要素、イ．史跡と密接に関わる諸要素、ウ．その他の要素（調整を要する要素）**に分けることができる。また、史跡の範囲外ではあるが、史跡の本質的価値に関わる**エ．史跡周辺の重要な要素**を挙げる事ができる。

アについては、現状維持もしくは何らかの保護策を考慮しながら保存していくべきものであり、イについては、西南戦争後形成された景観、遺跡の顕彰の為に整備された要素、遺跡の活用の為に整備された要素と分類することができ、中には現状を維持しながらも、その在り方について検討すべきものもある。ウ、エについては史跡の本質的価値を活かすために、在り方について検討すべきものとして取り扱いたい。

(3) 史跡の保存・活用の基本方針及び方策

広範囲に及び、様々な要素を含む西南戦争遺跡（地形）を今後、確実に保存していくためには、地域の理解を得ることが不可欠である。そのためには、遺跡への認識を新たにしながら、地域資源としての価値を創出し、これまで地域の人々が形成してきた生業景観、地域の人々の生業を維持しつつ共存させていくことが必要である。以上を踏まえ、次の方針及び方策を示す。

1　史跡保存基本方針

近代の戦争遺跡としての歴史的・学術的意義を有する遺構や地形等を確実に保存するとともに、短期間の事象である戦闘の後の長い年月のなかで形成された地域の生業や生業景観の保全に対しても十分な配慮を払う。

2　史跡活用基本方針

近代戦争遺跡としての歴史的・学術的意義を整備等によって明示し、適切な管理・運営を行うことで、学習・教育資源としての活用、ならびに周辺市町村を含む地域の観光資源の一つとしての活用を図る。

上記の基本方針を具現化するための方策は、以下のとおりである。

《史跡保存の方策》

① 遺構や景観に影響が及ぶ場合は、公有地化して確実な保存を担保する。

② 本質的価値を構成する要素を含む区域として公有地化した土地については、発掘を含む必要な調査研究を行ったうえで、個別の遺構や地形等の適切な保存や活用のための整備・管理を行う。

③ 遺構の有無が明らかではない地域で、現在は果樹園地として営農されている場所については、所有者（営農者）の意向にも配慮しつつ、（地域の生業及び生業景観としての価値を尊重し、）通常の営農に必要な行為は許容したうえで、原則として現在の土地利用形態を維持する。

④ 現状変更の取り扱いについては、上記の方策に基づくゾーニングと取扱基準を定める。

⑤ 発掘を含む調査研究を継続して行い、その成果に基づき、必要に応じて史跡の追加指定などを検討する。

《史跡活用の方策》

① 史跡としての活用や景観保全上必要な場所については公有地化を図り、施設設置等の整備や景観の制御等を行う。

② 史跡を構成する各遺跡・墓地等が有機的なつながりを持つことに鑑み、相互のアクセスの改善、相互の視通を含んだ景観の保全に積極的に取り組む。このことにより、活用の増進を図る。

③ 調査研究成果など新たな知見に基づく情報を現地及びパンフレットやホームページ等で公開し、学習・教育資源、さらには研究資源として活用を図る。

④ 史跡と地域観光を併せた見学コースの整備、公開により地域資源としての充実、活用を図る。

⑤ 講座や現地ガイド、史跡の歴史的価値に関するイベントを実施し、周知啓発に努める。

表14 史跡の現況を構成する諸要素

遺跡名	（ア.）史跡の本質的価値を構成する諸要素		（ア.）以外の要素				
			（イ.）史跡と密接に関わる諸要素			（ウ.）その他の諸要素	（エ.）史跡周辺の関連する要素
			遺跡の顕彰の為に整備された要素	遺跡の活用の為に整備された要素	西南戦争後形成された景観		
半高山古戦場 （図47、48）	・土地（地形、景観） ・遺構（利用された建築物、当時の構造物等） ・遺物	胸壁とした岩(①)		説明板等(④) 展望台(⑤) トイレ(⑥) 休憩所(ベンチ)(⑦) 水道(⑧) 園路(⑨) 植栽 電柱 サイン	果樹園	三角点(⑩) 電波塔(⑪) 電気施設(⑫) 鳥居(⑬)	
吉次峠古戦場 （図47、48）			石碑(⑭)	説明板(⑮) トイレ(⑯) 休憩所(ベンチ)(⑰) 水道(⑱) 階段(⑲)		民家の基礎(⑳)	吉次峠(㉑) 石碑(㉒) サイン(㉓)
横平山戦跡 （図49、50）		堡塁跡(①) 陣地遺構(②) 仮埋葬地(③) 兵站湧水地(④)	S18年製石碑（２基）(⑤) 慰霊碑(⑥) 仮埋葬地碑(⑦)	説明板等(⑧) 展望台(⑨) 水道(⑩) 街灯(⑪) 電柱 植栽 湧水地井戸枠(⑫) トイレ(⑬) 休憩所(ベンチ)(⑭) サイン	果樹園（果樹園の防風ネット）(⑮)	道路	
二俣瓜生田官軍砲台跡 （図51、52）		砲座跡(①)					S18年製石碑(③) 中世城堀跡(④) サイン(⑤)
二俣古閑官軍砲台跡 （図51、52）		砲座跡(②)			果樹園(⑥)	ハウスの骨組み(⑦)	
正念寺 （図53、54）		山門(①)	石碑(⑥－１)	柵(⑥－２)			本堂跡 庫裏 境内地 イチョウ木等(⑦)
高月官軍墓地 （図53、54）		墓石(②) 門扉石(③)		植栽(⑧) ロウソクたて(⑨) 階段(⑩) 説明板（県指定史跡）(⑪) 柵(⑪)			石碑（県指定史跡）(⑫) 石垣(⑬) S18年製吉松少佐を称える石碑(⑬) 説明板(⑭) 埋設墓石(⑮)
宇蘇浦官軍墓地 （図53、54）		墓石(④) 門扉石(⑤)		植栽 階段(⑯) 石碑(⑰) ブロック塀			石垣(⑱) 説明板(⑱ 徳成寺(⑲)

・（　）内の数字は図47～54に対応。

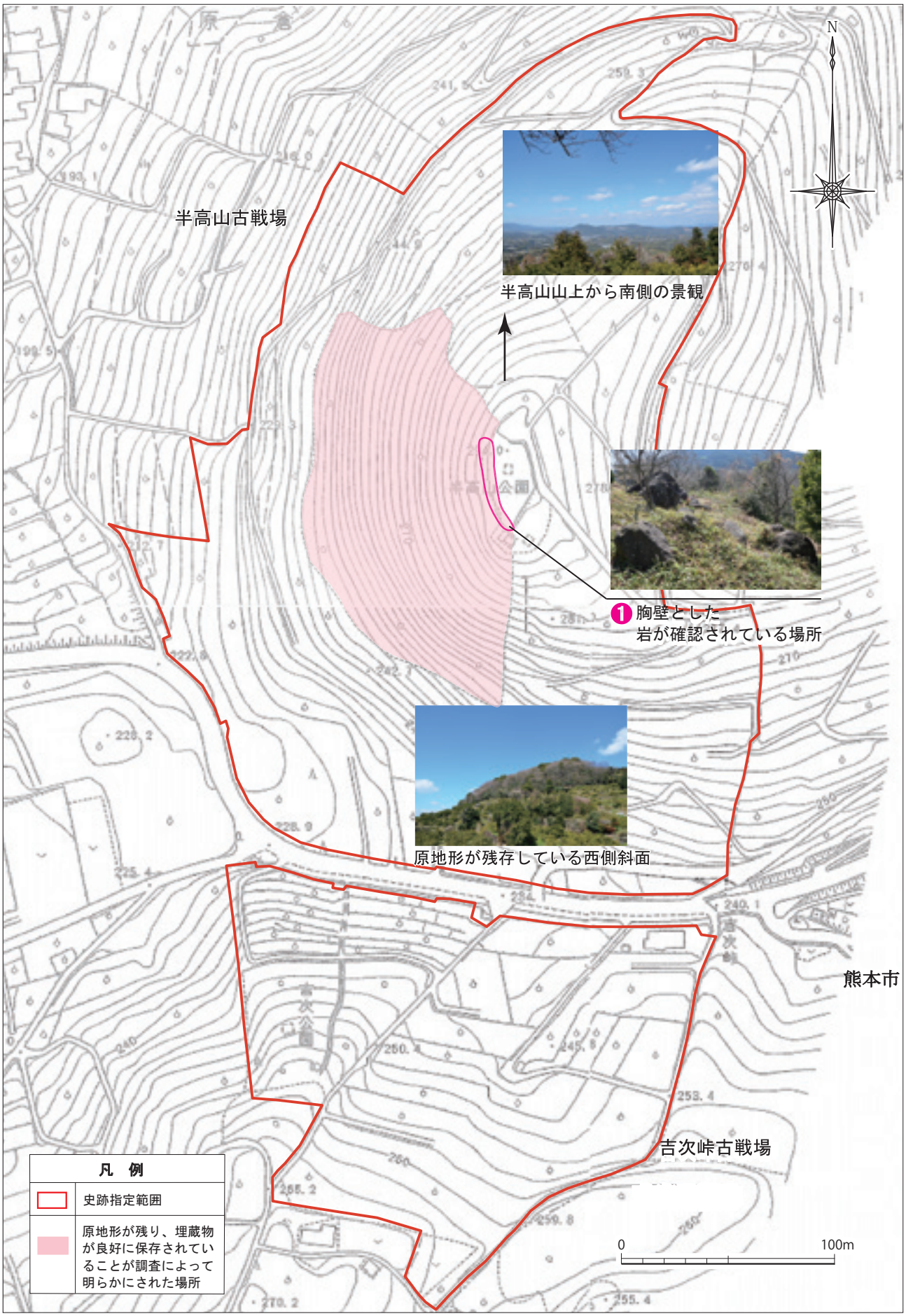

図47 半高山・吉次峠古戦場の本質的価値を構成する要素

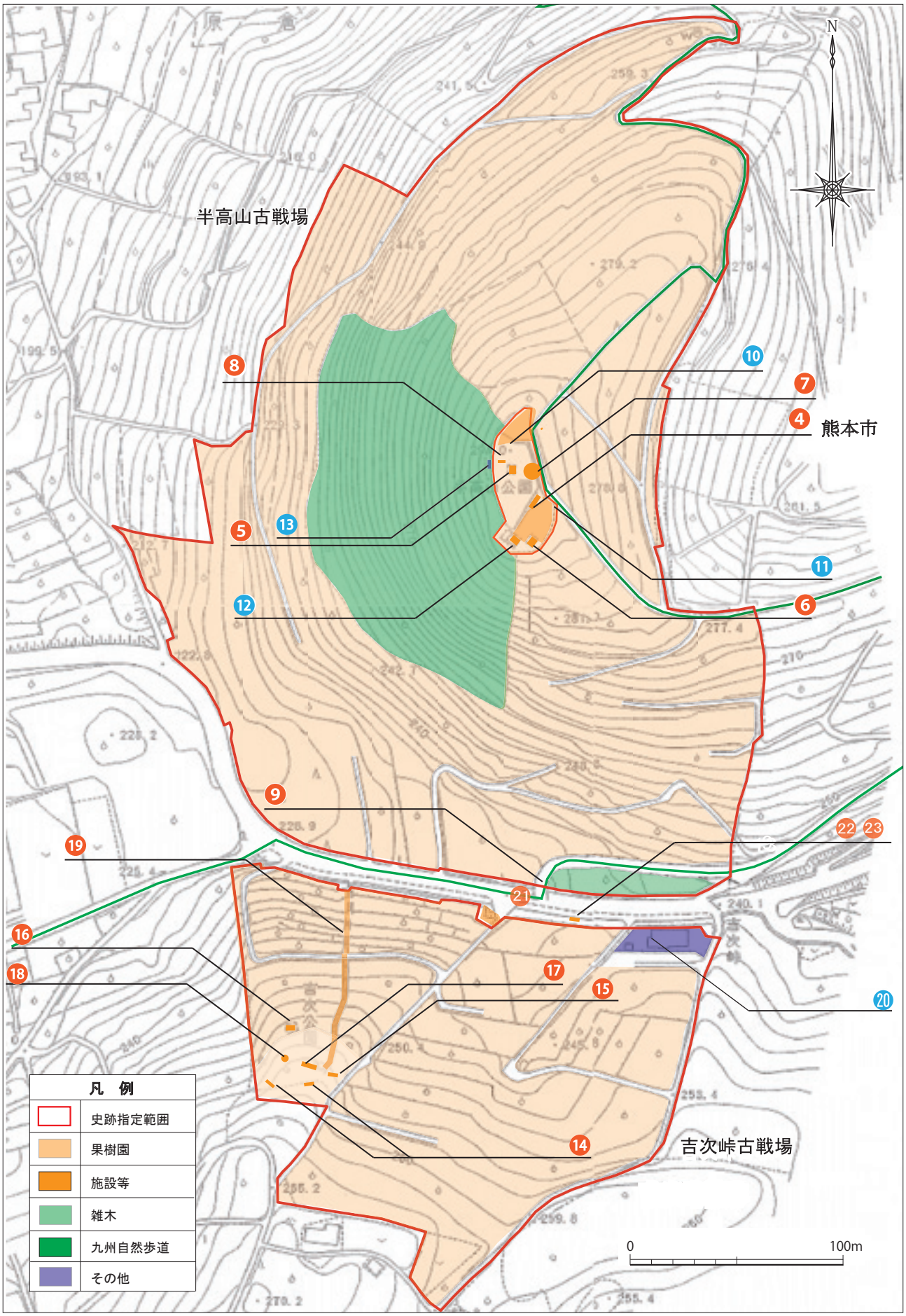

図48　半高山・吉次峠古戦場の本質的価値を構成する要素以外の要素

［半高山］

④

⑤

⑥

⑦

⑧

⑨

⑩

⑪

⑫

⑬

［吉次峠］

⑭－１

⑭－２

⑮

⑯

⑰

⑱

⑲

⑳

㉑

㉒

㉓

図49 横平山古戦場の本質的価値を構成する諸要素

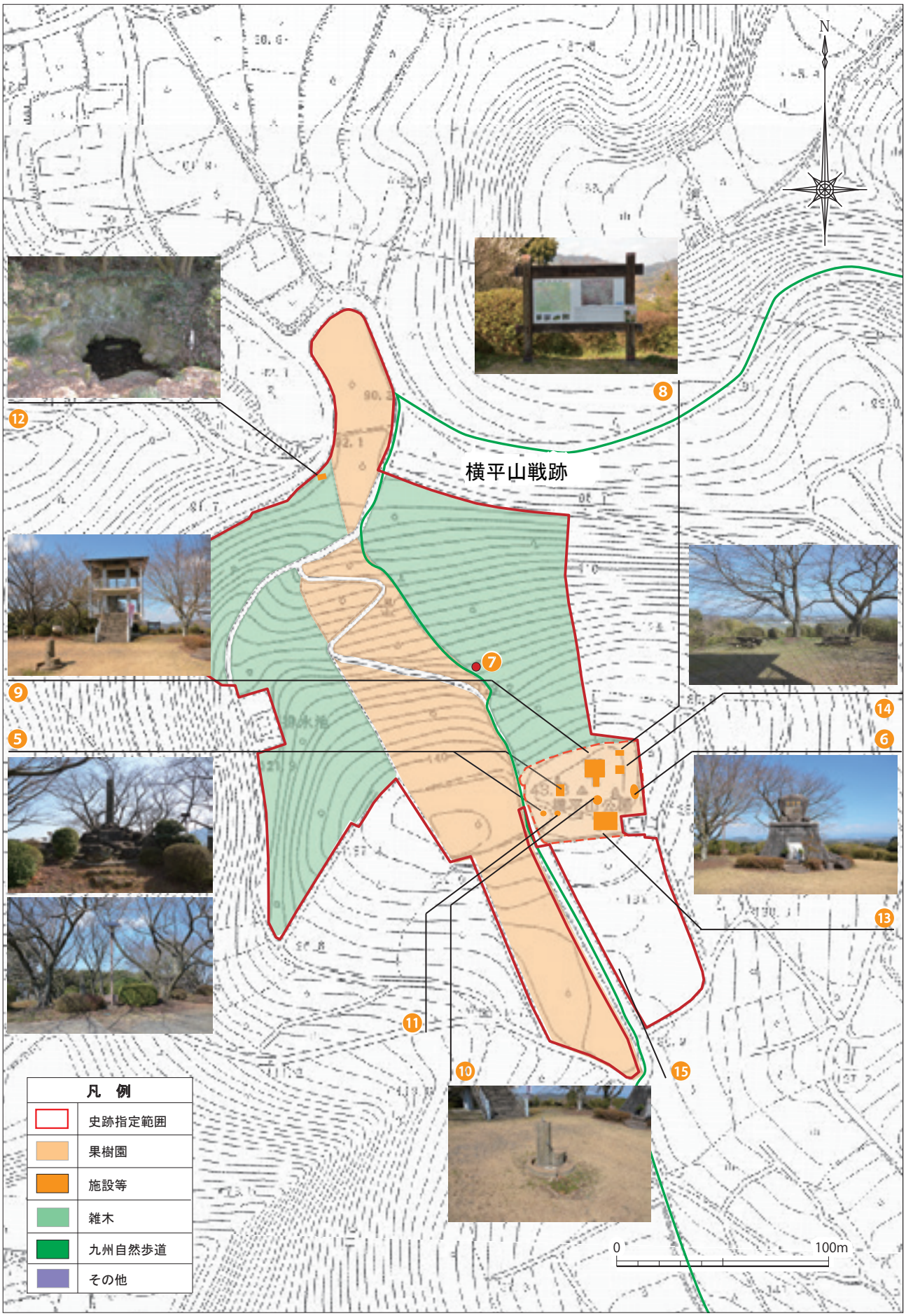

図50 横平山古戦場の本質的価値を構成する諸要素以外の要素

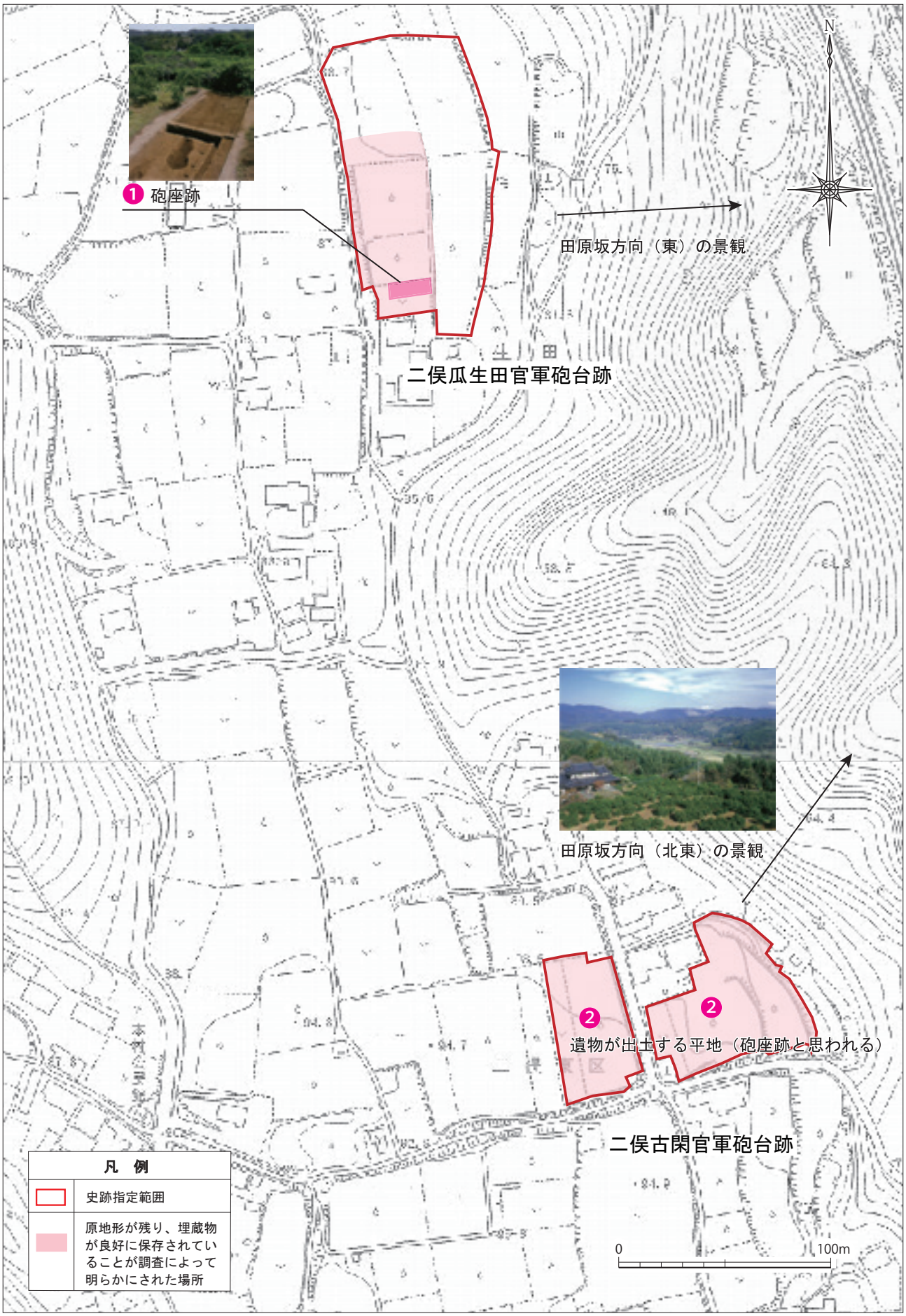

図51　二俣官軍砲台跡の本質的価値を構成する諸要素

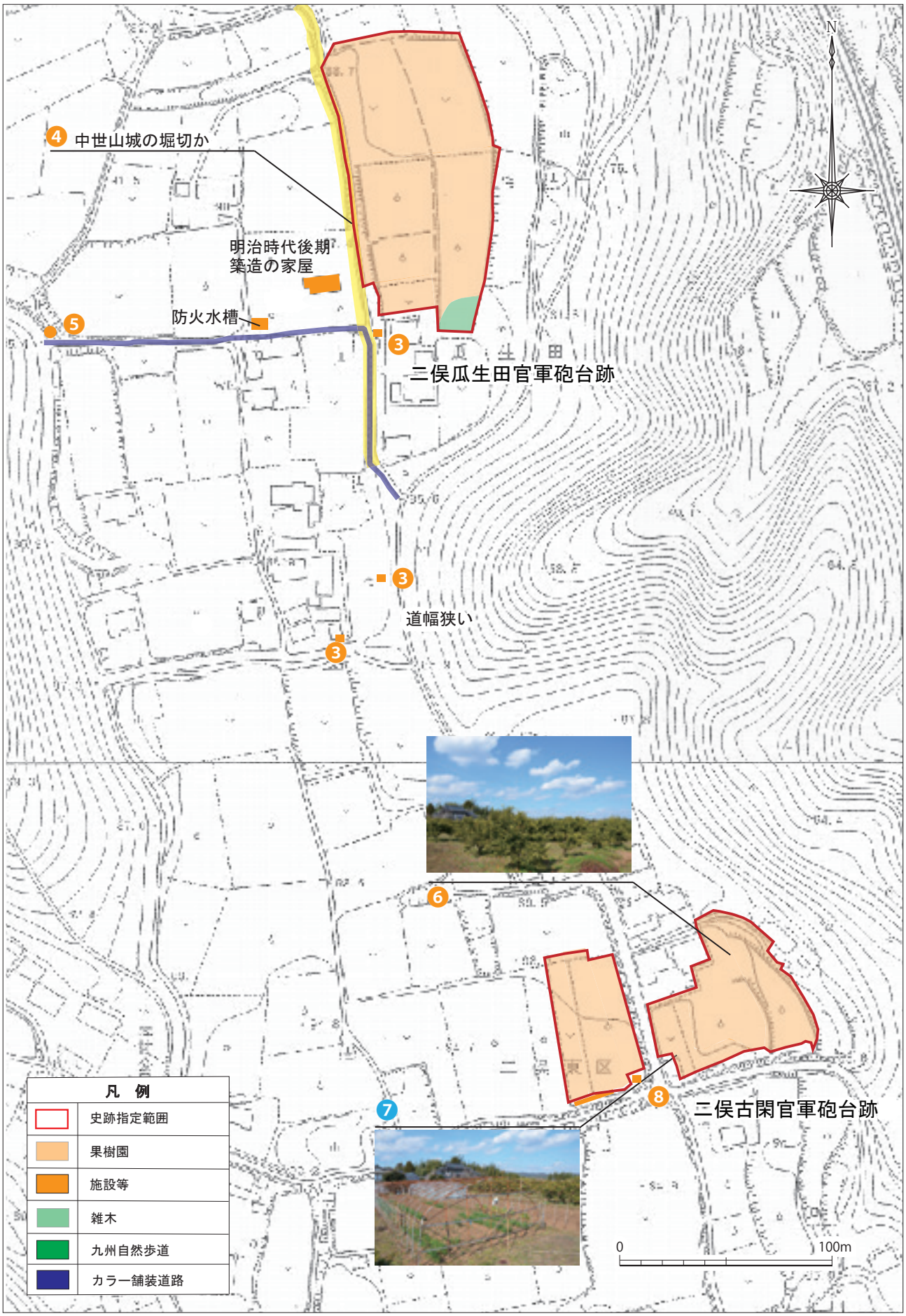

図52　二俣官軍砲台跡の本質的価値を構成する諸要素以外の要素

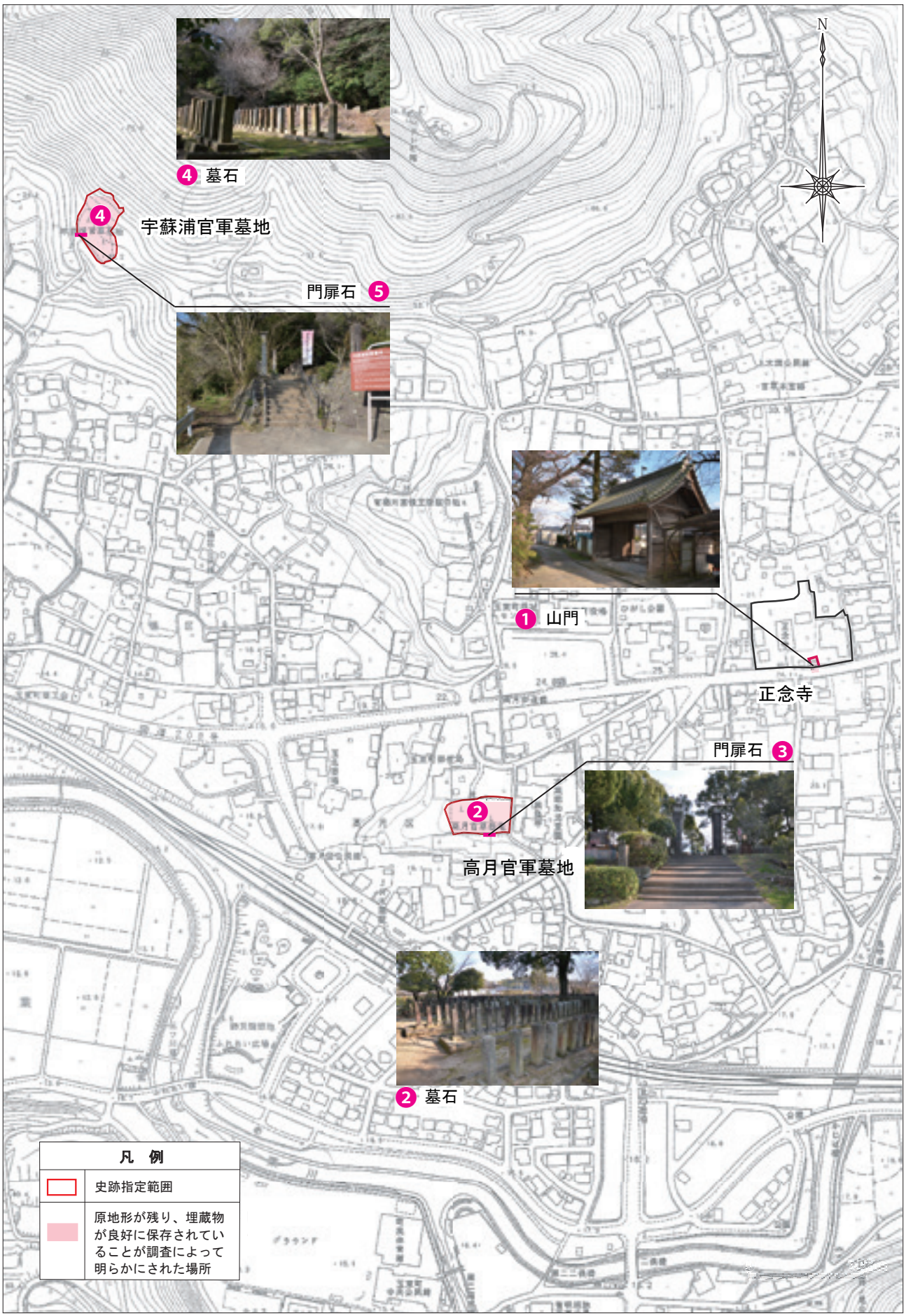

図53 正念寺・高月官軍墓地・宇蘇浦官軍墓地の本質的価値を構成する諸要素

正念寺

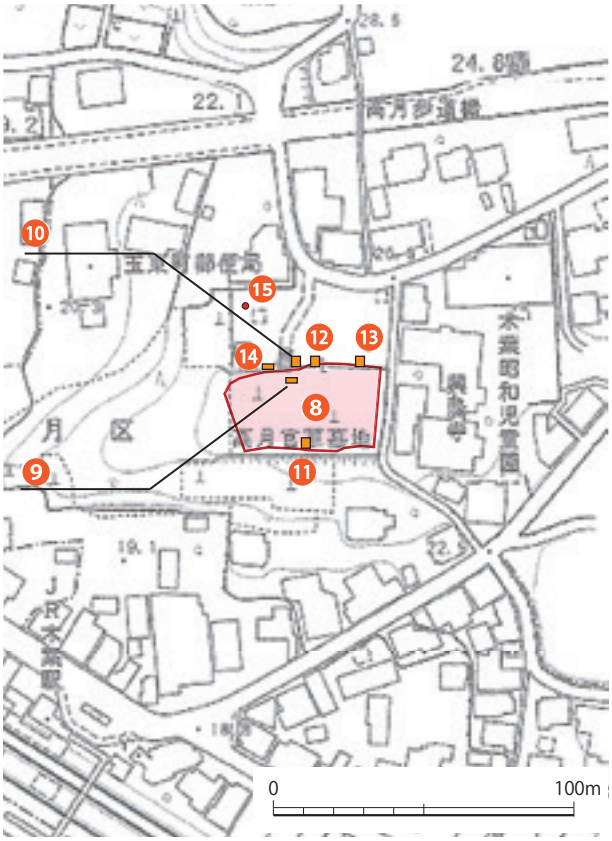

高月官軍墓地

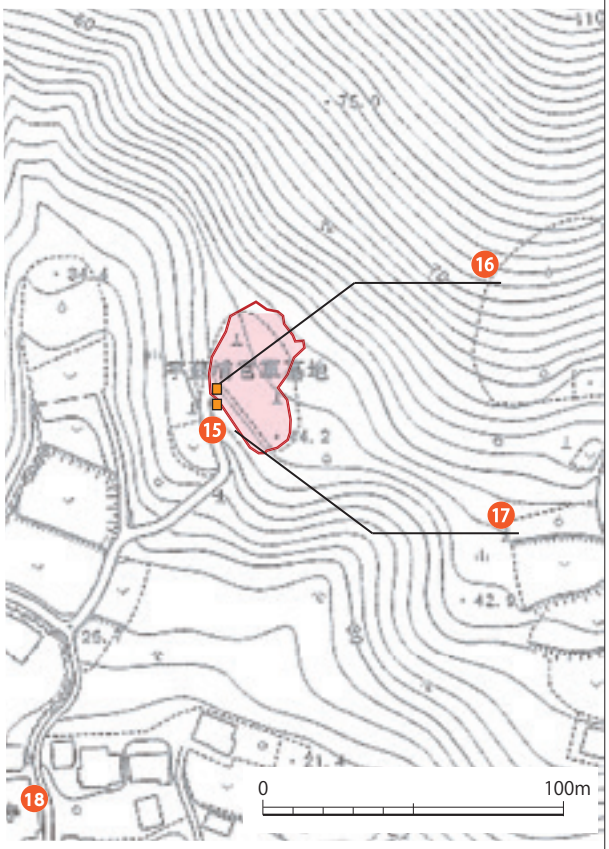

宇蘇浦官軍墓地

図54 正念寺・高月官軍墓地・宇蘇浦官軍墓地の本質的価値を構成する諸要素以外の要素

［正念寺］

⑥－１、②

⑦

［高月官軍墓地］

⑧

⑨

⑩

⑪

⑫

⑬

⑭

［宇蘇浦官軍墓地］

⑯

⑰

⑱

⑲

第２節　遺跡別の保存・活用基本方針

前節を踏まえ、遺跡別の保存・活用の基本方針について示す。なお、指定地だけでなく、周辺の重要な要素についても今後保存について考える必要があるため、それらについても併せて保存・活用の方針を示す。

① 半高山・吉次峠戦跡

半高山・吉次峠戦跡は、田原坂、横平山戦跡の南側に位置し、熊本城と玉名高瀬を結ぶ吉次往還が通る要衝である。西郷軍は、半高山及び三ノ岳の尾根部分に陣地を構え、峠道を封鎖することによって政府軍の行く手を阻んだ。特に、半高山は熊本や玉名、有明海を見渡すことのできる高地として戦略上、重要な地点であったということもあり、半高山全体と鞍部である吉次峠、南側の三ノ岳の尾根の一部の範囲が指定されている。

図55 果樹園が広がる半高山（南から）

図56 現在の吉次峠（西から）

果樹園管理による急傾斜地の維持

半高山は安山岩が隆起した山であり、その上に粘土質の赤褐色土が堆積している。急斜面地であるが、山の大半を占める果樹園の石垣等が土砂の流出を防いでいると考えられ、これまで大きな災害は起きていない。このように、今後、山の形状を維持するためには果樹園の存在は必要不可欠であるため、可能な限り、営農による土地の管理を行うものとする。

遺構・遺物の保存

半高山山頂部及び西側斜面地においては、発掘調査によって遺構や遺物が確認されている。この部分は、現状を維持するか保護層等を設けて保存する。その他、山頂部には巨石を利用した陣地遺構が残存しているため、これらをわかりやすく表示する。

眺望の確保

半高山は、熊本や玉名を一望できる好立地であるが、現在、山頂部分は西南戦争後に植樹された桜等の樹木が茂り、眺望を塞いでいる。西南戦争当時の景観を再現するためにも、植栽の在り方を検討し、眺望の確保に努める。

その他

吉次往還は、当時より改変され、現在は広域農道が通っている。指定地外ではあるが、現状以上の改変は最小限に留め、当時の状況が理解できるような表示を行う。

② 横平山戦跡

横平山戦跡は、田原坂と半高山・吉次峠戦跡の間に位置し、政府軍が本営出張所を置いた二俣台地の南端部に位置する。政府軍の田原坂攻略の要衝であったことから、両軍の争奪戦が繰り広げられた。当該地も半高山同様、周辺を見渡すことのできる高地であり、山という地形が戦闘で重要な意味を持ったことから、指定範囲は山全体に広がる。

図57 現在の横平山戦跡（北から）

果樹園管理による急傾斜地の維持

当該地においても、半高山同様、急斜面に果樹園が形成されており、地形の維持に役立っている。このため、可能な限り営農による土地の管理を行い、保全に努める。

遺構・遺物の保存

横平山戦跡では、北側斜面及び山頂部において遺構や遺物が確認されている。この部分に関しては現状を維持するか、保護層等を設けて保存する。特に、山頂部の陣地跡については、わかりやすい表示を工夫する。

図58 山頂部に残る堡塁跡（西から）

眺望の確保

横平山は、田原坂や二俣官軍砲台を見渡すことができる立地であったことから、山頂からの眺望を確保する。現在、雑木や西南戦争後植樹された桜等により眺望が塞がれているため、植栽の在り方を検討する。

③ 二俣瓜生田官軍砲台跡・二俣古閑官軍砲台跡

二俣官軍砲台跡は、田原坂の西側、横平山戦跡の北側に位置する。田原坂砲撃のために政府軍が設置した砲陣地である。現存する古写真から、当時の地形が残存する事が明らかであり、発掘調査でも遺構や遺物が確認されている。

遺構・遺物の保存

両砲台跡は、西南戦争当時から土地の大きな改変が行われていないものと思われるため、土地の形状が変わらないよう現状変更等の改変措置には特に注意を払い、保護層を設ける等、地形を保持できるような措置をとる。特に、瓜生田地区については轍（わだち）跡や硬化面等の遺構が検出されているため、保護層を設ける他、地下遺構を保護した上で、わかりやすい遺構の表示を行う。

図59 二俣瓜生田官軍砲台跡遺構検出状況（西から）

眺望の確保

両砲台跡は、東側に位置する田原坂を砲撃する陣地であり、西南戦争当時は東側の眺望が良好だったと思われる。しかし、現在は二俣台地東側斜面を覆う孟宗竹林により眺望が塞がれており、状況に応じてこれらの伐採を行い、東側の眺望を確保する必要がある。

その他

両砲台の間には、西南戦争時の政府軍本営出張所跡がある（指定地外）。これらの遺跡は関連性があるので、サイン等を設置することにより、見学しやすい表示を行う。

図60 二俣古閑官軍砲台跡の現況

④ 正念寺

正念寺は、戦跡の北方に位置し、西南戦争時に政府軍の本営が置かれた玉東町木葉に所在する。田原坂へ続く三池往還筋にあたり、明治10(1877)年２月には戦場ともなったが、政府軍が占拠した３月以降は、同軍の繃帯所（治療を行う場所）となり、戦闘で傷ついた多くの傷病者が運ばれた。また、当初はその境内に遺体の埋葬を行っていたことが記録に残っている。

山門の保存

今回の指定範囲である山門部分については、現状を維持する。山門には戦闘の痕跡を示す弾痕が残存しており、その保護のために、説明板による表示や注意喚起等、何らかの対策を講じる必要がある。また、山門は木造瓦葺という構造であるため、防火対策をとる。

図61 柱に残る銃弾丸

境内地の保存

指定範囲地外の区域、特に境内については、埋葬の痕跡が残っていることが考えられるため、可能な限り現状維持により保存することが望まれる。また、境内に生える大木は、樹齢が200年を超えるものもあり、西南戦争当時から存在したものと考えられるため、保護に努める（現在「ふるさと熊本の樹木」として登録されている）。

図62 山門横の公孫樹（左）とカヤ（右）

図63 椋

⑤ 高月官軍墓地・⑥ 宇蘇浦官軍墓地

高月官軍墓地は、正念寺の南西方向に位置する政府軍死者が葬られた墓地である。また、宇蘇浦官軍墓地は、正念寺より西に位置する徳成寺の北側、木葉山の中腹に設けられた政府軍の墓地である。各墓域全域が指定されている。

図64 倒木、落枝による墓石の被害

図65 徳成寺

遺構の保存

西南戦争当時は土葬であり、地下には埋葬遺構が残されているため、現状を維持することで保存する。また、上部に設置された墓石は、明治11(1878)年に整備されたものであるが、天草下浦の砂岩製で経年により脆くなっており、これまでに一部建て替えや薬品による保存処理を施したものもある（建て替えられた古い墓石は墓地北側の公園地の西側に埋納している）。今後は、できる限り現状を維持し、公開していく予定だが、石材の性質や経年劣化の状況を経過観察し、保存の方針を決めていきたい。

現在、両墓地には多くの植栽があり、根や枝の落下によって遺構を破壊する可能性が高いものもある。これらは、その発達状況等を観察しながら慎重に伐採処理を行う。

また、宇蘇浦官軍墓地は土石流危険渓流区域に隣接しており災害時に土石流が流れ込む危険性が高い。周辺の地形に留意しながら保護対策を練る必要がある。

その他

宇蘇浦官軍墓地の南側には、西南戦争時の繃帯所跡と伝わる徳成寺がある（指定地外）。これについては、調査を進め、史実に基づいた説明板を設置する。

第３節　史跡の活用について

史跡を保存しながら活用を図る為に、ソフト面での活用を積極的に行っていく。そのために、下記の考え方に基づいたイベントやプログラムを実施する。

(1) 史跡活用の基本的考え方

① 発掘調査・研究成果と連動した遺跡の活用

継続的な発掘調査・研究とそれにより得られていく新たな考古学的知見を積極的に活用し、遺跡の表現や案内、利用プログラム等に適切に反映していくなど、状況に応じた柔軟な活用を行う。

② 西南戦争について学ぶ学習プログラムの実施

利用プログラム等の実施により、誰もが興味をもって歴史について学ぶことができる企画等を実施する。

③ 地域と連携したイベントの実施

学校教育と連携した学習プログラム等の開発により子どもたちの歴史教育、平和教育に資する。また、以前より実施している歴史講座や検定などを継続的に行い、社会教育における活用を行う。その他、観光に結びつく史跡に関連するイベントを実施し、地域資源としての活用を積極的に行う。

(2) 史跡活用の実施案

① 広報

史跡の案内をはじめ、イベント情報等をインターネット等を用いて発信するとともに、史跡西南戦争遺跡及び西南戦争全般に関する最新の知見に基づく歴史・文化情報、観光情報等を積極的に発信する。

② イベント及び利用プログラム

西南戦争について学ぶことができるよう、また、史跡西南戦争遺跡の知名度を向上させ、来訪のきっかけづくりや新たな魅力発見の機会とすることをねらいとして、西南戦争遺跡の歴史や施設、空間を存分に活用した、幅広い世代、利用ニーズに対応した多種多様なイベントや利用プログラムを企画・実施する。

また、ボランティアとの連携を通じ行政が実施する同様の趣旨・目的を持ったイベントの開催等についても積極的に受け入れていく。

図66 ウォーキング大会の様子

③ 展示

遺構表示等の屋外展示、説明板による解説等をわかりやすく興味をひくようなものとし、歴史を体感できるように工夫を行う。

解説については、ボランティアガイド等による解説、さらには遺構に影響を与えずに発掘調査・研究成果の進展に応じた展示解説が可能な新技術の導入も検討する。

図67 西南之役鎮魂祭「博愛灯会」

表15 イベント及びイベント案

イベント名称	主　催	開催時期	備　考
西南之役鎮魂祭「博愛灯会」	玉東町商工会	３月	
西南の役剣道大会	玉東町、西南の役 剣道大会実行委員会	３月	
半高山観月会	原倉東振興会	９月	
西南戦争遺跡めぐりウォーキング	JR 九州新玉名駅 玉東町教育委員会	11月	JR ウォーキング
西南戦争歴史検定	玉東町教育委員会	11月頃	初級・中級・上級実施
西南戦争歴史講座	玉東町教育委員会 熊本市文化振興課	年間	
発掘速報展			
写真展・絵画展			
スケッチ大会			

表16 利用プログラム案

区　分	名　称	場　所	備　考
歴史活用	史跡フットパス	屋外	史跡西南戦争遺跡を中心に豊かな自然を観察しながら歩いてめぐる。
	史跡トレッキング	屋外	
	投句	屋内	
	西南の役おにぎり作り	屋内	料理教室、試食
	西南戦争歴史講座	屋内	
自然活用	みかん狩り	屋外	史跡地内におけるみかん園活用
	自然観察会	屋外	
そ の 他	出前歴史講座	屋内	
	ボランティア教室	屋内	養成講座
	学校団体向けプログラム	屋内・屋外	

〈新技術の導入〉
・QR コードを利用した携帯電話での情報提供
・屋外設置型電子掲示板（映像、音声案内）